

各 部 課

各出先機関

香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年6月16日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 香芝市立保育所、認定こども園及び幼稚園における紙おむつ等定額利用サービス事業を実施するに当たり、その事業に関する業務の履行に最も適した相手方となる候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 実施要領の作成に関する事項
- (2) 候補者の選定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織し、その定数は7人以上とする。

- (1) 子ども家庭部長
- (2) 市長公室総合政策課、総務部管財課及び子ども家庭部児童福祉課の課長
- (3) 香芝市立保育所の所長、香芝市立認定こども園の園長又は香芝市立幼稚園の園長

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、子ども家庭部長の職にある者をもって充て、会務を統括する。
- 3 副会長は、委員の互選により選任する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

6 会長は、会議に付する必要がないと認める事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、子ども家庭部保育幼稚園課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。